## 令和元年度現業職員の給与改定等に係る交渉の概要

## 1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合 神奈川県高等学校現業労働組合

## 2 交渉回数

令和元年 10 月 23 日から令和2年1月 24 日まで 5回

## 3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

	美労組の王張と合意内容 	日来 学 切 の ナ ナ ナ 干 正	△辛中☆		
項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容		
給与改定関係					
月例給	行政職員との均衡を通じて、	職員の生活改善につなが	給料表の改定をする。		
	民間との均衡を図るため、給	る改定をすべき。	(平成31年4月1日適用)		
	料表を改定する。				
期末・勤勉手	· 人事委員会勧告対象職		・ 勤勉手当の支給月数を		
当	員との均衡を踏まえ、勤勉		0.05 月分引き上げる。		
	手当の支給月数を 0.05 月		(令和元年 12 月期から適		
	分引き上げる。		用)		
	・ 令和元年度分について				
	は、12月期に適用したい。				
	主な	諸制度の見直し			
57 歳を超える	技能職(1)の職員にあっては	現行の制度を維持すべき。	技能職(1)の職員にあって		
職員の昇給	57 歳、技能職(2)の職員にあ		は 57 歳、技能職(2)の職員		
	っては 60 歳に達した年度の		にあっては 60 歳に達した		
	末日後の昇給について、職		年度の末日後は、職員の		
	員の勤務成績に応じて決定		勤務成績に応じて決定さ		
	される昇給の区分に応じB		れる昇給の区分に応じ、B		
	(特に良好)である職員は1		(特に良好)である職員は1		
	号給の昇給とし、C(良好)で		号給の昇給とし、C(良好)		
	ある職員は昇給しないことと		である職員は昇給しないこ		
	したい。		ととする。		
			(令和3年1月1日実施)		
住居手当	手当の支給対象となる家賃	_	基礎控除額について、現		
	額の下限(基礎控除額)につ		行 12,000 円を 16,000 円へ		
	いて、現行 12,000 円を		引き上げるとともに、基礎		
	16,000 円へ引き上げるととも		控除額の引上げに伴い、		
	に、基礎控除額の引上げに		手当額が 2,000 円を超える		
	伴い、手当額が 2,000 円を		減額となる職員に対しては		
	超える減額となる職員に対し		激変緩和のため国と同様		
	ては激変緩和のため国と同		の経過措置を1年間講ず		
	様の経過措置を1年間講ず		る。		
	ることとしたい。		(令和2年4月1日実施)		
I .	<u> </u>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容		
主な諸制度の見直し					
通勤手当	・ 新幹線や高速道路等を	_	・ 新幹線や高速道路等を		
	利用する場合のいわゆる		利用する場合の特別料金		
	「特別料金等」について、		等について、次の場合は		
	次の場合はいずれも経路		いずれも経路認定できる		
	認定できるものとしたいが、		ものとする。		
	財政状況をぎりぎりまで見		・ 公署を異にする異動又		
	極めた上で判断したい。		は在勤する公署の移転		
	・ 公署を異にする異動又は		(異動等)の後、新幹線や		
	在勤する公署の移転(異動		高速道路等を利用する経		
	等)の後、新幹線や高速道		路で通勤手当の認定を受		
	路等を利用する経路で通		けていなかった職員が、		
	勤手当の認定を受けてい		その後、異動等の事情が		
	なかった職員が、その後、		新たに発生していない		
	異動等の事情が新たに発		が、新幹線や高速道路等		
	生していないが、新幹線や		を利用する経路を申請す		
	高速道路等を利用する経		る場合		
	路を申請する場合		・ 異動等の時点では新幹		
	・ 異動等の時点では新幹		線や高速道路等が未開		
	線や高速道路等が未開通		通であり、その後、新幹線		
	であり、その後、新幹線や		や高速道路等の経路が		
	高速道路等の経路が新た		新たに開通し、異動等の		
	に開通し、異動等の事情が		事情が新たに発生してい		
	新たに発生していないが、		ないが、同経路を利用す		
	同経路を利用する経路を		る経路を申請する場合		
	申請する場合		(令和2年4月1日実施)		
災害時の迂回	災害時に通常の通勤経路で	_	災害時に通常の通勤経路		
経路使用時の	出勤できず、迂回経路で出		で出勤できず、迂回経路で		
費用	勤した場合に自己負担した		出勤した場合に自己負担		
	公共交通機関に係る交通費		した公共交通機関に係る		
	については、旅費として支給		交通費については、旅費と		
	することとしたい。		して支給する。		
			(実施時期調整中)		
臨時的任用職		同一労働同一賃金の観点	臨時的任用職員の初任給		
員に係る初任		を踏まえ、臨時的任用職員	算定における、号給制限を		
給算定		の初任給算定における、号	維持する。		
		給制限を廃止すべき。			
臨時的任用職	_	有給休暇の日数を拡大す	臨時的任用職員の私傷病		
員の私傷病の		べき。	の療養に係る特別休暇に		
療養に係る特			ついては、常勤と同様、90		
別休暇			日の有給休暇とする。		
			(令和2年4月1日実施)		

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容		
主な諸制度の見直し					
非正規職員の	夏季職専免を措置している	会計年度任用職員の夏季	夏季職専免を措置している		
夏季職専免	再任用職員、臨時的任用職	休暇の日数を拡大すべき。	再任用職員、臨時的任用		
	員、再任用短時間勤務職員		職員、再任用短時間勤務		
	及び任期付短時間勤務職		職員及び任期付短時間勤		
	員並びに会計年度任用職		務職員並びに会計年度任		
	員について、新たに夏季休		用職員について、新たに		
	暇を措置することとし、日数		夏季休暇を措置することと		
	や取得要件等は現行の職専		し、日数や取得要件等は		
	免と同様とすることとしたい。		現行の職専免と同様とす		
			る。		
			(令和2年4月1日実施)		
その他					
ハラスメント対	厚生労働省の指針や国家	_	労働施策総合推進法等の		
策	公務員の措置を踏まえた検		改正を踏まえた懲戒処分		
	討を行い、懲戒処分の指針		の指針の改正等を、遅くと		
	の改正等について、遅くとも		も令和2年6月1日までに		
	改正労働施策総合推進法		実施することとする。		
	が施行される令和2年6月1				
	日までには、実施することと				
	したい。				